

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会における
契約事務への関与に関する規程

2023 年 5 月 31 日制定

(通則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が調達を行うに際し、協会の職員により協会の利益を害し、又は害するおそれのある行為が行われることを防止するため、契約事務への関与について必要な事項を定めるものとする。

2 協会の職員は、協会が行う調達に関連して、その職務や地位を自らや出向元企業等のための私的利益のために用いてはならない。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務局組織規程第 3 条に定める職員

(2) 契約事務 次に掲げる事務をいう。

ア 入札に付する契約又は随意契約によろうとする契約の設計書、仕様書、図面その他入札等に付すに必要な文書の作成、参考見積書の徴収等を行う事務

イ 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 契約規程（以下「契約規程」という。）に定める事務（ただし、契約規程第 25 条から第 28 条の事務を除く。）

ウ 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 プロポーザル実施事務要領（以下「プロポーザル要領」という。）に定める事務

エ 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 入札等参加資格審査・業者選定委員会要領第 6 条に掲げる書類を作成する事務

(3) 民間出向職員 職員のうち、民間企業から出向している職員

(4) 出向元企業等 民間出向職員の出向元の民間企業又は当該企業の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同規則第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、次に掲げる契約事務については適用しない。

(1) 契約規程第 8 条第 1 項第 1 号に該当する契約に関する事務

(2) 民間出向職員と関係がないことが明らかであると別途事務総長が認める契約に関する事務

(契約事務への関与等)

第4条 民間出向職員は、契約事務（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務決裁規程に定める、決裁、専決、代決及び決定への関与を含む。以下本条において同じ。）に関与しない。ただし、特定の調達に係る事業を担当する課長（民間出向職員を除く。）が、当該事業に関する第2条第2号アの文書の作成に先立ち、当該事業に関する契約事務を行う職員として特定の民間出向職員を、経理課が管理する名簿に登録した場合に限り、当該民間出向職員を当該契約事務に関与させることができるものとする。

(入札制限)

第5条 協会は、前条ただし書に基づき登録した民間出向職員の出向元企業等については、当該民間出向職員が関与する契約事務の入札又はプロポーザル要領に定める公募型プロポーザル方式による提案に参加させることができず、入札又は提案した場合には当該入札又は提案を無効とするものとする。

(出向元企業等への通知)

第6条 協会は、第4条ただし書に基づき登録した民間出向職員が関与する入札の公告又は公募型プロポーザル方式の実施の公表を行った場合は、当該民間出向職員の出向元企業に対して、様式1に基づき、当該出向元企業を入札制限対象として指定する旨速やかに通知するものとする。

2 協会は、前項に定める入札又は公募に民間出向職員の出向元の民間企業の親会社若しくは子会社が入札に参加した場合又は提案を行った場合は、当該企業に対して、様式1に基づき、当該企業を入札制限対象企業として指定する旨速やかに通知するものとする。

(適用除外)

第7条 協会は、前条第1項又は第2項に規定する通知を送付するに際し、相手方企業に対し、原則として開札日又は受託候補者を特定する日の前日（当該日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の前日を当該日とみなす。次項において同じ。）までに、様式2に基づき、前条の入札制限の適用除外を申し出ることができる旨を通知しなければならない。

2 協会は、前項の申出が第1条第1項の趣旨に照らして適当であると経理課課長が認める場合、第5条の規定を適用しないこととする。

(事後措置)

第8条 協会は、契約の締結後、当該契約の相手方が第5条に該当することが明らかになった場合、当該相手方から、様式2に基づく申請書を速やかに提出させるものとする。

2 協会は、契約の締結後、当該契約の相手方が前項の規定にかかわらず故意に入札制限対象企業である事実を秘匿していた場合は、当該契約を解除するものとする。

附 則

この規程は、2023年6月7日から施行する。

様式 1

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
事務総長

入札制限に関する通知

次の調達案件について、貴社と雇用関係等にある職員が公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会における契約事務への関与に関する規程（2023 年 5 月 31 日制定）第 4 条ただし書に定めにより登録されているため、同規程第 6 条にのっとり、貴社を本調達案件の入札制限対象企業と指定いたします。入札制限の適用除外を希望される場合は、同規程様式 2 に定める適用除外申請書を御提出ください。

1 制限を受ける調達案件

2 職員名

3 仕様書作成開始日

年 月 日

4 適用除外申請書提出期限

年 月 日

5 該当する規定

第 6 条第 1 項・第 6 条第 2 項

様式 2

入札制限適用除外申請書

この度、当社は制限が適用されている調達案件について、次の内容を誓約し、制限の適用除外を申請します。

- 一 仕様書作成開始日以降、仕様書作成等に関する事項について、当社と雇用関係等にある公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」といいます。）所属の出向職員と連絡・情報共有を行っておらず、かつ、当該調達案件の契約相手方決定まで、連絡・情報共有を行いません。
- 一 協会の求めに応じて、別添にて定める様式で、当社と出向職員間の接触状況を報告します。
- 一 協会の求めに応じて、公平性に疑義が生じた等の場合、監査を受け入れます。
- 一 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 制限を受ける調達案件

2 入札を希望する理由

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

事務総長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

様式2別添

入札制限に関する職員との接触状況報告書

年 月 日

調達制限となる調達案件について、仕様書作成開始日以降、本日又は当該調達案件の契約相手方決定日までの当社と関係職員の接触履歴を次のとおり提出いたします。

1 関係職員との接触の有無

有・無

2 接触履歴の詳細（接触がある場合）

日付	手段	接触者	接触内容

※ 接触内容は簡易な内容で記載ください。